

議 事 録

議 事 録			
会合名	津軽広域水道企業団西北事業部 水道料金検討審議会(第3回)	月 日	2025 年 3 月 14 日(金)
		時 刻	10:00～11:00
		場 所	伊藤鉱業アリーナつがる 多目的室
出席者	■審議会委員 飯島会長、佐々木委員、成田委員、長内委員、白戸委員、長利委員 (欠席：工藤委員)		
	■津軽広域水道企業団 [西北事業部] 高橋西北事業部長、小林工務課長、中野総務課長、柴谷総務課長補佐、前田総務係 長、三上主幹		
	■浜銀総合研究所 地域戦略研究部 馬目主任研究員		
議 事 内 容			
【配布資料】			
■西北事業部			
- 津軽広域水道企業団西北事業部第3回水道料金検討審議会 次第 - 津軽広域水道企業団西北事業部第3回水道料金検討審議会 席図 - 津軽広域水道企業団西北事業部 水道料金の改定水準（案）について（水道料金検討審議会第3回資料1） 「水道事業ビジョン」改定の方向性（水道料金検討審議会第3回資料2）			
【議事内容】			
1 開会			
皆様おはようございます。定刻になり、委員の皆様、お揃いですので、第2回津軽西北事業部水道料金検討審議会を開催いたします。審議の前に、本日は工藤委員が欠席となりますが、審議会規定により委員の半数以上が出席しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。それでは飯島会長、進行につきよろしく願いいたします。（三上主幹）			
2 議事			
(1) 水道料金の改定水準（案）について			
- それでは、本日の議題①水道料金の改定水準（案）について、事務局から資料の説明をお願いします。（飯島会長） →＜配布資料（水道料金の改定水準（案）について、資料1及び資料2の説明＞（柴谷課長補佐、前田総務係長） - ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等を頂ければと思います。 - 改定案 A であれば 26.1%料金が上がるということか。（長内委員）			

→あくまで全体としての改定率となります。仮に用途等に関わらず一律で 26.1%改定するという事になればご指摘の通りです。(前田総務係長)

- 前回の説明では、木造と稲垣の取水塔の解体撤去費の説明があつたが、物価高騰によりその費用がかなり上がるのではないかと。また、弘前市における料金改定に際して企業や市民から改定率についてのご意見はあつたのか。(白戸委員)

→解体撤去費については現在詳細を設計中です。それほどは上がらないと考えているが、労務単価の上昇分程度は上がると考えています。(中野総務課長)

- 弘前市では 1 年くらいかけて議論しました。料金は上がらないに越したことはないですが、このままでは水道施設を維持できないことが明らかであり、経営努力も示していただいたなかで、改定の必要性について答申をしました。弘前市は上下水道一体の組織になっており、今回は下水道の改定率を高く、水道の改定率を抑えた形となっているとともに、3 回に分けて改定することにしています。企業・団体からの直接的な意見はなかったですが、パブリック・コメントでは意見はいただいています。(飯島会長)

- 今回(西北事業部では)パブリック・コメントは実施する予定はあるか。(白戸委員)

→実施する予定です。(前田)

- 全体としての改定率の説明はあつたが、一般家庭の個別の料金については分かるか。(長利委員)

→今回は全体としての改定率までとしています。あくまで試算となりますが、仮に今回示した改定率で一律改定した場合、一般用途の水量 20 m³では、A 案は 1,600 円程度、B 案は 1,400 円程度、C 案では 1,200 円程度の増額と見込んでいます。ただし、個別の料金は、次回以降に案をご提示差し上げる予定です(柴谷総務課長補佐)

- 高齢者単身世帯は、少量利用者の料金はどうか。弘前市では高齢者単身世帯が多く、経済的に厳しいという議論になった。そのあたりの方々への配慮について、検討が必要と考える。本日は、全体としての改定率について、A～C 案のなかからいずれか 1 つに決定することが必要か。(飯島会長)

- B 案にすると何年くらい改定する必要があるか。(白戸)

→節水機器が整いつつあるため、基本水量の見直しの可能性はあると考えています。(柴谷課長補佐)

→B 案では令和 20 年頃までは当期純利益を計上できる予定です。そのため、12 年間程度は改定した料金で賄っていけると考えています。(前田総務係長)

- 事務局からは B 案が望まれている一方、委員からは今後の改定期間を考慮して A 案も検討したほうが良いという意見をいただいている。事務局としては A 案と B 案の料金体系について、並立して示すことは可能か。(飯島会長)

→作業としては可能です。ただし、A 案と B 案の改定率で、例えば高齢者単身世帯のような少量利用者に配慮した料金体系をお示した場合、配慮した少量利用者の料金の増加率は低く、その分多量使用者の増加率は高くなるという案をお示することになります。そうすると自分たちの料金の増加率が低いならば、それ以外の利用者の料金の増加率はあまり気にならなくなり、全体としての改定率の議論と個別の利用者の負担額に関する料金体系の議論が混然としてしまう懸念はあります。(浜銀総研)

- A 案、B 案について、同じ条件での料金体系案をご提示いただきたい。弘前市では、高齢者単身世帯への配慮が必要ではないかということで料金体系の審議をしたが、結果的には多量使用者の改定率が非常に高くなってしまう事態は避けるべきという結果になった。弘前市と西北事業部では料金体系が異なるので、何とも言えないが、そのあたりも含めて両案の料金体系を審議していただくことが望まれる。(飯島会長)
- 本日については、個別の利用者の料金の話になると、数字が独り歩きする可能性があり、それは望ましくないと考えます。会長のご指示に従い、次回に A 案、B 案の料金体系案をお示ししてご審議いただくようにします。(高橋事業部長)
- その他にご質問、ご意見等はございますか。(飯島会長)
- 全委員：－了－
- ご意見等が無いようであれば、その他の事項や事務連絡について、事務局からお願いします。(飯島会長)

(2) その他について

- 次回の審議会は、5 月下旬から 6 月中旬の開催を予定しております。詳細は追ってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。(三上主幹)

3 閉会

- 本日はお忙しい中ありがとうございました。それでは第 3 回水道料金検討審議会を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。(三上主幹)

以上